

杉並区立塚山公園管理事務所及び塚山公園外13公園の 維持管理業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区立塚山公園は、みどり豊かな緑化推進の核として、みどりの相談所や緑化モデル園を備え、埋蔵遺跡や樹林地を生かした特色のある公園です。災害時には一時避難地としての役割も果たします。

また、塚山公園の周辺には13の公園があり、これらの公園を安全で快適、統一的な景観をもち、地域に根ざした公園とする観点から、塚山公園を拠点として一体的かつ効率的・効果的に管理するため、杉並区立塚山公園管理事務所及び塚山公園外13公園の維持管理業務として委託します。(業務委託関連の公園については別紙1のとおり)

事業者の選定にあたっては、区の緑化推進の核として運営してきたみどりの相談所の意義を十分理解し、みどりの相談所機能をより充実させ、かつ、公園の維持管理に関し高い技術と豊富な経験を持つ事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区立塚山公園管理事務所及び塚山公園外13公園の維持管理業務

(2) 業務内容

別紙2「杉並区立塚山公園管理事務所及び塚山公園外13公園の維持管理業務説明書」のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 事業規模

年額 6,200万円(税込み)

詳細は、別紙3「杉並区立塚山公園管理事務所及び塚山公園外13公園の維持管理業務 事業規模詳細」のとおり

※年額とは、業務にかかる三年間の総額を3で割った金額です。

※本件は、令和7年度予算案が区議会にて成立した場合に契約を締結します。

3 参加資格

参加者は、公園、庭園施設又はこれに類する施設における管理業務の実績を有し、当該施設の管理運営業務を円滑に遂行できる法人その他の団体とし、(法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。) 次の参加条件を満たしていることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476

- 号) に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱 (平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号) に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 提案業務又は類似する業務を引き続き 2 年以上行った実績のあること。
- (7) 杉並区内に主たる事業所を有し、災害時等の対応を迅速に行えること。
- (8) 杉並区一般廃棄物収集運搬業 (道路・公園ごみ) の許可を有すること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順 (概要) は以下のとおりです。

内容	期間等
実施要領の公表	令和 6 年 9 月 15 日 (日)
質問受付期間	令和 6 年 9 月 15 日 (日) から 令和 6 年 9 月 24 日 (火) 午後 5 時まで ※質問及び回答は、令和 6 年 9 月 30 日 (月) までに杉並区公式ホームページ上で公開します。
企画提案書等提出期間	令和 6 年 9 月 24 日 (火) から 令和 6 年 10 月 7 日 (月) まで 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
第一次審査 (書類審査)	令和 6 年 11 月 6 日 (水) 【予定】 ※第二次審査の対象とする参加事業者を選定します。(3 者程度) ※審査結果は選定後速やかに通知します。
第二次審査 (プレゼンテーション・ ヒアリング審査)	令和 6 年 12 月 18 日 (水) 【予定】
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、 令和 6 年 12 月下旬 【予定】 までに通知します。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出してください。

電話での質問及び回答に対する再質問には応じません。

E-mailの件名は「塚山公園管理業務プロポーザル質問書（事業者名）」としてください。

(2) 受付先

「10 担当課（問合せ先）」に記載のとおり。

(3) 受付期間

令和6年9月24日（火） 午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年9月30日（月）までに杉並区公式ホームページ上で公開します。

(<http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、様式2「企画提案書」のほか別紙4「提出書類一覧」のとおりです。
なお、提案していただく企画内容は、別紙5「杉並区立塚山公園管理事務所及び塚山公園外13公園の維持管理業務企画提案一覧」を参照してください。

(2) 提出部数

提出書類は、正本1部と副本6部をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、提出してください。

(3) 提出書類作成にあたっての注意事項

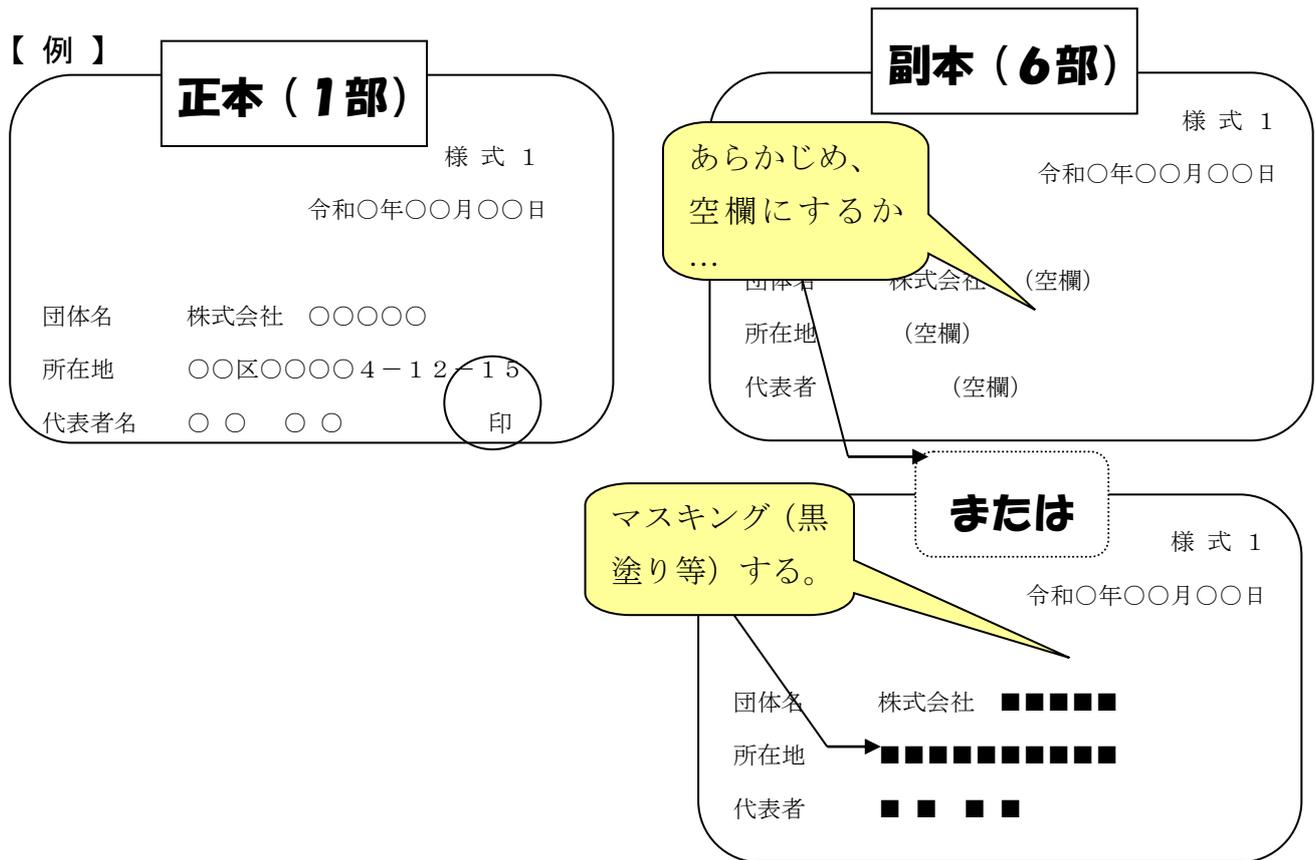
① 正本・副本ともA4縦型ファイルに左綴じで提出してください。

② 書類ごとにインデックスを貼ってください。

※ 副本6部は、書類全体を通して、参加者が特定できるような団体名称、ロゴマーク等に関し、あらかじめ空欄にするか、マスキングをして提出してください。

また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行ってください。

【例】



(4) 提出方法

提出は持参を原則とします。持参による提出にあたっては、必ず、担当課(「10 担当課(問合せ先)」参照)に電話で問い合わせ、提出日時について予約をお願いします。

郵送による提出も可能ですが、不着・遅延の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(5) 提出先

「10 担当課(問合せ先)」に同じ。

(6) 提出期間

令和6年10月7日(月)午後5時必着

7 受託者候補者の選定手順

杉並区立塚山公園管理事務所及び塚山公園外13公園の維持管理業務受託者候補者選定委員会(以下、「委員会」という。)において、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる受託者候補者を選定します。

ただし、委員会で審査をした結果、一定の点数に満たない場合は、受託者候補者を選定しない場合があります。

(1) 評価基準

ア 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	経営状況は良好か
賠償責任能力	賠償に対する責任能力があるか
業務実績	類似業務の請負実績があるか

イ 企画提案等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
業務に対する基本的な考え方	都市公園の維持管理における課題認識と対応方針は適切か 災害時の一時避難場所という特殊性に対する認識は適切か みどりの相談所の運営は適切か 雨庭の提案は実現性のあるものとなっているか
業務の実施体制	業務の執行体制は妥当か（通常時・災害時） 事故時、苦情受付の体制は適切か 公園ボランティアとの関わりや近隣住民等への対応は適切か
従事者への教育訓練	従事者への教育訓練は適切か ・維持管理業務における技術指導 ・安全管理教育 ・利用指導における接遇、危機管理教育 ・実施体制、スケジュール等
従事者の管理	服装や名札の着用などは適切か 従事者の急病時などの代替体制はとれているか
業務遂行上の提案事項	具体的で実効性のある提案となっているか
費用対効果	コストは妥当か
プレゼンテーション ヒアリング	説明に説得力はあるか 説明は論理的か 質問の受け答えが的確か

ウ 社会的責任に対する評価基準

評価項目	評価の内容
社会的責任	区の施策や社会課題に適切に対応できるか 適切な労働環境を確保しているか ・環境問題への取組

	<ul style="list-style-type: none"> ・ IS014001 の取得状況 ・ 障害者・高齢者の雇用状況 ・ 男女共同参画の推進状況 ・ 従事者の子育て支援 等
--	--

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、選定委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過事業者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度を想定）を選定します。

② 第一次審査の結果は、審査終了後、提案のあったすべての事業者に通知します。

また、第一次審査通過事業者に対し第二次審査の日程等を併せて通知します。

③ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過事業者による企画提案書等をもとにしたプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。そして審査結果に基づき、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和6年12月下旬【予定】までに通知します。また、杉並区公式ページで次の内容を公表します。

(<http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)

公表項目：件名、選定事業者（事業者名及び所在地）、指定期間、選定経過、選定理由、選定委員の職名等及び氏名、審査結果（評価項目及び評価点、評価点内訳）、参加事業者名（応募者が2者の場合も含む）、主管課
上記内容と併せて、会議記録を公表します。

※ 非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 応募事業者（応募予定者の関係者を含む）が、選定委員会の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの募集に関係する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

- ・実施要綱に基づき区が実施する説明会・現地見学会への参加
 - ・実施要綱に基づく区への質問及び書類の提出等
 - ・現に区と契約等を締結している委託業務等の履行に必要な行為
 - ・区が主催する審議会・意見交換会等への出席
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は、一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書については返却しません。
- (5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することを基本とします。
- (6) 契約の締結においては、区指定の標準契約書を使用します。契約条項には、「再委託の禁止」の規定があり、「委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない」としています。なお、上記以外の業務については、「あらかじめ区の承認を得たときは、再委託できる」としています。ただし、プロポーザルの公正性、透明性の観点から、原則として、プロポーザルで競合した事業者は委託先とすることができません。
- (7) 当該業務は、杉並区公契約条例第2条第3号に規定する特定公契約に該当し、区が定めた下限額以上の賃金の支払い等が適用されます。そのため、条例の内容を十分に理解し、合意した上で、契約することになります。
- 詳しくは、区公式ホームページをご覧ください。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/1060019.html>

10 担当課（問合せ先）

杉並区都市整備部 みどり公園課 管理係

〒166-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所西棟5階）

電話：03-3312-2111 内線3572

FAX：03-5307-0697

E-mail：koen-k@city.suginami.lg.jp